

第二号算定等規則第 28 条又は第 29 条関係(高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額等の支援機関への提出)

・ ご提出は BB-universal@tca.or.jp へメール送信願います。

令和 7 年 月 日

基礎的電気通信役務支援機関

一般社団法人 電気通信事業者協会 あて

郵便番号

(ふりがな)

・ ご提出いただくのは令和 6 事業年度の「収益の額」です。

・ 「収益の額」は、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務の 3 つの電気通信役務(※ 1)の提供に係る収益の額(※ 2)の合計です。

(※ 1) 他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。

(※ 2) 電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。

26 条の規定により算出した前事業年度の収益の額が同規則第 28 条第 1 項の収益基準を(□超えた) (□~~超え~~なかった)ので、次のとおり提出します。

(該当する□にチェックを入れる)

事業年度 (令和 6 年度) の収益の額 (注 1)	
事業年度の期間	(該当する□にチェックを入れる) 1 □ 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間 2 □ 上記 1 以外 月 日 (始期) から 月 日 (終期)
収益の額の算定根拠 (注 2)	・ 必要に応じて別紙を添付するなどしてください。

・ 令和 7 年度は 10 億円を超えなかった場合の報告は不要です。

連絡先

所 属

担当者

電 話

e-mail

○この様式は、次のいずれかの事業者が提出するものです。収益の額の算定等については、第二号算定等規則第 26 条から第 29 条までを参照願います。

ア この様式を提出する日が属する事業年度の前事業年度の収益の額が「収益基準」(10 億円)を超えた事業者

※ 上記アにより提出した事業者が、次年度以降においても収益基準を超えている場合は提出不要です。

イ この様式を提出する日が属する事業年度の前事業年度の収益の額が同基準を越えなかった事業者(前々事業年度の収益の額が同基準を超えていた者に限ります。)

○第二号算定等規則第 28 条及び第 29 条に基づく内容であれば、この様式以外でも支障ありません。

(注 1) 原則として、前事業年度の電気通信事業の収益の合計額をご報告願います。

(注 2) 収益の額の算定根拠は、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務別に記入願います(内訳の算出が困難な場合は、具体的な算出方法を明記願います。)